

ご遺族の方へ

# お手続きのご案内



© 富士宮市さくやちゃん

富士宮市役所 市民部 市民課  
電話番号 0544-22-1135

※主に市役所に関わるお手続きのご案内になります。

※ご遺族手続き支援コーナーのご利用は事前予約が必要となります。

ページ		項目
1	<input type="checkbox"/>	住民票・印鑑登録
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険
2	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険
	<input type="checkbox"/>	年金
	<input type="checkbox"/>	農業者年金
	<input type="checkbox"/>	介護
	<input type="checkbox"/>	恩給・特別弔慰金
3	<input type="checkbox"/>	障害
	<input type="checkbox"/>	土地・建物
4	<input type="checkbox"/>	軽自動車
	<input type="checkbox"/>	税金
4～5	<input type="checkbox"/>	子ども

ページ		項目
6	<input type="checkbox"/>	飼い犬
	<input type="checkbox"/>	墓地
	<input type="checkbox"/>	森林
	<input type="checkbox"/>	交通
	<input type="checkbox"/>	市営住宅
	<input type="checkbox"/>	盛土条例
	<input type="checkbox"/>	道路・河川占用
7	<input type="checkbox"/>	給水装置
	<input type="checkbox"/>	上下水道
	<input type="checkbox"/>	共有地
	<input type="checkbox"/>	ごみ

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	印 住 鑑 民 登 票 録 ・	住民基本台帳カードの返却	亡くなった方	・住民基本台帳カード	いつでも	1階 市民課・市民係 ☎（0544）22-1134
		印鑑登録証の返却		・印鑑登録証		
		世帯主変更届 ※一人世帯または二人世帯の場合 は不要	亡くなった方（世帯主）	（「新しい世帯主」を確認します。同一世帯員の方がお手続きしてください。）	すみやかに （電話でも可能）	1階 市民課・記録係 ☎（0544）22-1135
	国 民 健 康 保 険	葬祭費の申請	国民健康保険に加入されていて亡くなった方	・葬儀代の領収書または会葬礼状 ・葬儀を執り行った方の口座がわかるもの ・申請書	葬儀を行った日から2年間	1階 保険年金課・保険給付係 ☎（0544）22-1138
		高額療養費の申請		・医療機関の領収書 ・世帯主または相続人の口座がわかるもの ・マイナンバーカード ・申請書	申請書が届いてから2年間	
		国民健康保険証等の返却	国民健康保険加入者	・亡くなった方の国民健康保険証等	すみやかに （葬祭費の手続きと一緒に可）	1階 保険年金課・資格賦課係 ☎（0544）22-1138
		国民健康保険証の変更	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなった場合	・その世帯全員の国民健康保険証	すみやかに	

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	後期高齢者医療保険	保険証等の返却	亡くなった方	・後期高齢者医療保険証等	すみやかに （葬祭費の申請と一緒にでも可）	1階 保険年金課・後期高齢者保険係 ☎（0544）22-1482
		葬祭費の申請	葬祭執行者	・申請書 ・葬祭を行った証明になるもの（領収書・会葬礼状等） ・通帳	葬祭日の翌日から起算して2年間	
		保険料の還付	相続人	・申請書 ・通帳	通知が届いた日の翌日から2年間	
		保険料の納付		・現金	納期限まで	
		相続人代表者に関する届		・申請書 ・通帳 ・印鑑	通知が届いた日の翌日から2年間	
	年金	未支給年金	年金受給者が亡くなった場合	・年金証書 ・戸籍謄本等	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から起算して5年	日本年金機構 富士年金事務所 ☎（0545）61-1900 音声案内①→② 日本年金機構 予約受付専用電話 ☎（0570）05-4890 1階 保険年金課・国民保険係 ☎（0544）22-1139
		死亡一時金	年金受給前の方が亡くなった場合	・年金手帳 ・戸籍謄本等	死亡日の翌日から起算して2年	
	農業者年金	農業者年金受給者死亡届	亡くなった方が農業者年金の受給者または被保険者の場合	・亡くなった方の戸籍謄本等死亡日が確認できる書類 ・被保険者証または農業者年金証書 ・未支給年金や死亡一時金は請求できる方によって必要な書類が異なるのでお問い合わせください。	すみやかに	4階 農業委員会事務局 ☎（0544）22-1193 手続き窓口はJA富士宮資産相談課 ☎（0544）21-3670

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	介護	相続人の届出書	65歳以上で亡くなった方	・介護保険証 ・相続人の通帳	すみやかに	1階 高齢介護支援課・介護保険係 ☎（0544）22-1141
		介護認定申請	申請中に亡くなった方	/	すみやかに （電話でも可能）	1階 高齢介護支援課・認定審査係 ☎（0544）22-1474
		ホームセキュリティシステム設置サービス	利用者が亡くなった場合		・機器撤去立会人の連絡先	すみやかに
		寝具洗濯乾燥消毒サービス		・サービス事業実施確認証		
		訪問理美容サービス				
	ねたきり老人及び認知症老人介護手当	ねたきり老人及び認知症老人が亡くなった場合または、介護者が亡くなった場合	/			
	特別 恩給 ・ 慰金	郵便局の口座変更案内 ※直接窓口で行う手続きはなし	恩給・特別弔慰金の受給者が亡くなった場合	（通知、国債があると案内がスムーズです。）	すみやかに	1階 福祉企画課・福祉企画係 ☎（0544）22-1457
		今後の弔慰金受け取りについての案内 ※直接窓口で行う手続きはなし				

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	障 害	身体障害者手帳の返還	亡くなった方	・身体障害者手帳	すみやかに	1階 障がい療育支援課・障がい支援係 ☎（0544）22-1145
		療育手帳の返還		・療育手帳		
		精神障害者保健福祉手帳の返還		・精神障害者保健福祉手帳		
		重度障害者医療費助成金受給者証の返還	受給されていた方	・相続人の預金通帳	すみやかに （郵送可）	
		精神障害者入院医療費助成の受取人変更	亡くなった方	・振込する通帳	亡くなってから1年以内	
		特別児童扶養手当の資格喪失	受給者が亡くなった場合	・特別児童扶養手当証書 ・振込先口座申出書	すみやかに	
			対象児童が亡くなった場合	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本		
		富士宮市重症心身障害児童扶養手当の資格喪失	受給者が亡くなった場合			

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	障害	富士宮市重症心身障害児童扶養手当の資格喪失	対象児童が亡くなった場合		すみやかに	1階 障がい療育支援課・障がい支援係 ☎（0544）22-1145
		富士宮市障害者配食サービス助成事業の受給資格喪失				
		特別障害者手当の資格喪失	受給者が亡くなった場合	・配偶者、または扶養義務者の通帳の写し		
		障害児福祉手当の資格喪失		・扶養義務者の通帳の写し		
		経過的福祉手当の資格喪失		・配偶者、または扶養義務者の通帳の写し		
	土地・建物	相続人代表者指定変更届	亡くなった方の親族（固定資産を所有）	・相続人の氏名	指定した日まで	1階 資産税課 土地係 ☎（0544）22-1127 家屋係 ☎（0544）22-1249
		償却資産の申告	亡くなった方の親族（償却資産を所有）	事業を承継する場合 ・事業承継者の氏名・印鑑 事業を廃止した場合 ・親族の氏名・印鑑	翌年1月31日まで	1階 資産税課・家屋係 ☎（0544）22-1249
		未登記家屋名義人変更届	亡くなった方の親族（未登記家屋を所有）	・遺産分割協議書（写） ・印鑑登録証明書（写）等	いつでも	

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	軽自動車	軽自動車等の廃車または名義変更（富士宮市、芝川町から始まるナンバーの付いた車両）	亡くなった方	<p>【廃車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・死亡者の住所・氏名・生年月日</li> </ul> <p>【名義変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・譲渡証明</li> <li>・死亡者の住所・氏名・生年月日</li> </ul> <p>芝川町ナンバーの場合は、富士宮市ナンバーに変更するのでナンバープレートも必要です。その際、小型特殊自動車では、車名、車台番号（石刷りまたは写真必須）排気量の確認も必要です。</p>	名義変更は15日以内、廃車は30日以内。	1階 市民税課・法人諸税係 ☎（0544）22-1125
		軽自動車等の廃車または名義変更（富士宮市、芝川町から始まるナンバー以外のナンバーが付いた車両）		運輸支局または軽自動車検査協会での手続きになります。必要なもの、方法については、各窓口にお問い合わせください。		<p>●軽二輪（125cc超250cc以下のオートバイ）、二輪の小型自動（250cc超のオートバイ） 静岡運輸局 沼津自動車検査登録事務所 ☎（050）5540-2051</p> <p>●軽自動車（三輪・四輪） 軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 ☎（050）3816-1778</p>



チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	税金	市税振替口座の変更	口座が凍結され振替できない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>通帳</li> <li>届出印</li> <li>納税通知書 等</li> </ul>	督促状が発送される前が望ましい。	1階 収納課・税制係 ☎（0544）22-1128
		相続人代表者指定届	亡くなった方の親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人の氏名</li> <li>相続人代表者の本人確認書類</li> </ul>	すみやかに （市税条例では相当の期間内とされてるが事務処理上すみやかに提出。電話の場合、指定届を郵送。）	1階 市民税課・市民税係 ☎（0544）22-1126
	子ども	遺児福祉手当	交通事故等で両親を亡くした18歳以下のお子様を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本</li> <li>養育している方の通帳</li> </ul>	すみやかに	1階 子ども未来課・子育て支援係 ☎（0544）22-1146
		子ども医療費助成（保護者変更）	児童の保護者が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに児童を養育する方（被保険者）の保険証の写し</li> </ul>		
		ひとり親家庭等医療費助成（新規申請及び喪失届）	受給対象者もしくは支給対象者が亡くなった場合	<p>【喪失】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手続きする方の本人確認書類</li> </ul> <p>【新規申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに児童を監護する方（被保険者）及び対象児童の保険証の写し</li> </ul> <p>※受給条件あり。 （世帯の所得税非課税のみ）</p>		
		未熟児養育医療給付事業	受給者（被保険者）が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに受給者（被保険者）になる方の医療保険情報</li> </ul>		
		小児慢性日常生活用具給付事業	児童→手続きなし	児童→手続きなし		

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	子ども	児童扶養手当 （資格喪失届・受給者死亡届）	受給者が亡くなった場合 （戸籍法の規定による死亡の届出義務者が手続きを行う）	・死亡を証する書類 ・児童扶養手当証書	死亡日から14日以内	1階 子ども未来課・子育て支援係 ☎（0544）22-1146
		児童扶養手当 （未支払児童扶養手当請求書）	受給者が手当支払月到来前に亡くなった場合 （対象児童が手続きを行う）	・対象児童の通帳の写し		
		児童扶養手当 （児童扶養手当額改定届）	対象児童の一部が亡くなった場合 （受給者が手続きを行う）	・児童扶養手当証書		
		児童扶養手当 （資格喪失届）	対象児童の全てが亡くなった場合 （受給者が手続きを行う）			
		児童扶養手当 （認定請求書）	受給者が亡くなった後に、対象児童を養育する人が新たに手当を申請する場合	・手当を申請する人と対象児童の戸籍謄本 ・手当を申請する人の年金手帳 ・手当を申請する人の預金通帳 ・手当を申請する人と対象児童を含む世帯全員の個人番号確認書類 ・手当を申請する人と対象児童の保険証 ※その他、状況により必要な書類あり。	すみやかに	
		母子家庭等自立支援事業 （自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座受講取消届）、（高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届）	給付金や助成を受けている人が亡くなった場合			

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	子ども	母子父子寡婦福祉資金	借受者等が亡くなった場合		すみやかに	1階 子ども未来課・子育て支援係 ☎（0544）22-1146  母子父子寡婦福祉資金については、 静岡県東部健康福祉センター 福祉課 ☎（055）920-2075
		児童手当受給事由消滅届	受給者が亡くなった場合または対象児童全てが亡くなった場合	・手続きをする人の本人確認書類		
		未支払児童手当請求書	受給者が手当支払月到来前に亡くなった場合	・手続きをする人の本人確認書類 ・対象児童名義の通帳の写し		
		児童手当額改定請求書（減額）	対象児童の一部が亡くなった場合	・手続きをする人の本人確認書類		
		児童手当額改定請求書（増額）	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する人が、現在児童手当を受給中の場合	・手続きをする人の本人確認書類 ※未成年後見人の場合、対象児童の戸籍抄本等、状況により必要な書類あり。	死亡日の翌日から15日以内	
		児童手当認定請求書	受給者が亡くなった場合	・新たに受給者となる人(及びその配偶者)の個人番号確認書類 ・新たに受給者となる人の保険証の写し ・新たに受給者となる人名義の通帳の写し ・手続きをする人の本人確認書類 ※未成年後見人の場合、対象児童の戸籍抄本等、状況により必要な書類あり。		

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	飼い犬	犬の所有者変更届	犬の飼い主として登録のある人が亡くなった場合	・愛犬手帳	すみやかに	
	墓地	市営墓地使用権承継承認申請	市営墓地の使用者が亡くなった場合	・使用者の死亡日が確認できる戸籍謄本 ・新使用者と旧使用者との関係がわかる戸籍謄本 ・新使用者の住民票謄本 ・使用許可書	すみやかに	4階 環境企画課・環境衛生係 ☎（0544）22-1136
	森林	森林所有者情報の変更	亡くなった方が森林所有者の場合（相続人）	・所有者の変更がわかる書類（登記事項証明書、相続分割協議書の目録又は登記済証）	森林の所有者が変わってから90日以内	4階 農業政策課・林業係 ☎（0544）22-1153
	交通	宮タク会員証の返却	亡くなった方で宮タクの会員	・宮タクの会員証	すみやかに	5階 市民生活課・交通対策室 ☎0544-22-1152
		富士宮市公共交通補助券の返却	亡くなった方	・富士宮市公共交通補助券		
	市営住宅	市営住宅同居者異動届	亡くなった方（同居者）	【退去の場合】 ・相続代表者の印鑑 【承継の場合】 ・特になし	すみやかに	5階 建築住宅課・住宅管理係 ☎（0544）22-1163
		市営住宅退去又は承継	亡くなった方（名義人）			

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	盛土条例	土砂等による土地の埋立て等地位承継手続き	土砂等による土地の埋立て等許可を受けている者の相続人	<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等による土地の埋立て等地位承継届</li> <li>・土砂等による土地の埋立て等(変更)許可決定通知書の写し</li> <li>・承継者の住民票</li> <li>・身分証明書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等による土地の埋立て等地位承継届</li> <li>・土砂等による土地の埋立て等(変更)許可決定通知書の写し</li> <li>・経歴書</li> <li>・定款</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・事業報告</li> <li>・信頼度を証明できるもの</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>	承継した日から14日以内	5階 管理課・公共用地係 ☎（0544）22-1213
		土砂等による土地の埋立て等変更手続き	土砂等による土地の埋立て等許可を受けている者の相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等による土地の埋立て等変更届</li> <li>・土砂等の搬入状況や施行の進行状況が分かる資料</li> </ul>	土砂等による土地の埋立て等許可期限内	
	河川道路 占用	道路占用許可の占有者の変更手続き	占用許可を受けている者の相続人	・道路占用の権利及び義務承継届	承継した日から1ヶ月以内	5階 管理課・管理係 ☎（0544）22-1156
		河川占用許可の占有者の変更手続き		・地位承継承認申請書	相続の開始の日から7日以内	
	装給 置水	給水装置所有者変更届	給水装置（メーター）が設置されている土地の所有者が亡くなった場合、変更届が必要な場合あり	・土地の所有者が変わった事がわかる登記簿	土地の所有権移転登記が為された後いつでも	6階 水道工務課・給水係 ☎（0544）22-1181

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係	
	上下水道	使用者名義変更	契約者がなくなった場合	・水栓番号が記載された水道の通知 (無くて可)	すみやかに (電話でも可能)	6階 水道業務課（お客様センター） ☎（0544）22-1178	
		閉栓手続き (使用継続の確認)					
		納付方法確認	口座名義人がなくなった場合				
		公共下水道使用開始等届 (水道業務課での閉栓手続き)	契約者		すみやかに (電話でも可能「一部除く」)		
		下水道使用料の納付方法確認	納付方法が口座振替の場合の名義人		すみやかに (電話でも可能)		
		農業集落排水：使用料の排水設備 使用開始（休止、廃止、再開）届	契約者		すみやかに		5階 下水道課・排水設備係 ☎（0544）22-1173
		使用水量認定基準異動届	下水道使用量の認定を受けている 世帯で亡くなった方				
		下水道受益者変更申告書	変更が必要な場合：下水道受益者負担金を納付中の方が亡くなった時 窓口に来る方：新たに下水道受益者負担金を納付する人				変更のあった日から14日以内

チェック欄	項目	手続内容	対象者	必要なもの（または確認事項等）	期日（いつまで）	担当課・係
	共有地	精進川共有地名義書替	精進川共有地の相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精進川共有地所有権利証（所有する土地が共有名義の場合は不要な場合あり。）</li> <li>・遺産分割協議書等、相続内容が確認できるもの及び各相続人の印鑑登録証明書（富士宮市内に本籍のある戸籍、富士宮市民の印鑑証明は省略可）</li> </ul>	いつでも	上野出張所 ☎（0544）58-0002
	ごみ	一般廃棄物処分承認変更届	一般廃棄物処理業許可業者の代表者の相続人	・代表者死亡に伴う変更届出書	新代表者決定後すみやかに	清掃センター ☎（0544）58-2667
		せん定枝加工品（まき用材料・木材チップ）利用者登録の抹消	亡くなった方の相続人		すみやかに（電話でも可能）	
		単身者死亡後の遺族による清掃センターへの家庭ごみの持ち込みについて	亡くなった方の相続人		遺産相続後すみやかに	